シティ信金でんさいサービス ご契約者 各位

> シティ信金でんさいサービスにおける 岸の里支店の店舗統合に関するご案内

このたび当金庫では、ホームページ等でお知らせのとおり、<u>令和元年11月15日(金)</u>をもって<u>岸の里支店</u>の営業を終了し、当該店舗を<u>萩之茶屋支店</u>に統合させていただきます。 つきましては、<u>岸の里支店</u>で「シティ信金でんさいサービス」をご契約いただいている お客さまの店舗統合日前後のご利用に関する注意点を、以下のとおりとりまとめましたので、ご案内いたします。

お客さまには大変ご不便をおかけし、誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q1. でんさいネットの登録内容は、いつ変更になりますか?

A1. お客さまの登録内容は、令和元年11月15日(金)のサービ終了時間(23:00) 以降、11月16日(土)のサービス開始時間(7:00)までに岸の里支店から 萩之茶屋支店へ変更させていただきます。

廃止店舗(店舗番号)	統合店舗(店舗番号)
キシノサト	ハキ゛ノチヤヤ
岸の里支店 (038)	萩之茶屋支店(049)

- Q2. でんさいネットや当金庫に対して、何か手続きが必要ですか?
- A2. でんさいネットおよび当金庫へのお手続きの必要はありません。
- Q3. 取引先に対して、何か連絡することはありますか?
- A3. お取引店が変更になることから、<mark>お取引先さまに変更後の決済口座情報をお伝</mark> <u>えいただく必要があります。</u>

【決済口座情報とは】

- ①利用者番号・・・変更ありません。
- ②取引金融機関名、金融機関コード・・・変更ありません。
- ③取引店舗名、店舗コード・・・萩之茶屋支店(049)に変更となります。
- ④預金科目、口座番号、口座名義・・・変更ありません。

Q4. 統合日をまたぐでんさいの受け取り、発生、譲渡等は可能ですか?

A 4. 可能です。

なお、令和元年11月15日(金)までは、発生日が統合日以降の予約扱いであっても、岸の里支店の決済口座情報で記録請求していただく必要があります。ただし、令和元年11月16日(土)以降は、支払人(譲渡人)さまに萩之茶屋支店へ変更後の決済口座情報にて記録請求していただく必要があります。

- Q5. 現在、受け取り、発生させているでんさいの支払期日が令和元年11月16日 (土) 以降となっていますが、何か手続きが必要ですか?
- A5. お手続きの必要はありません。 支払期日当日(金融機関非営業日の場合は、金融機関翌営業日)に萩之茶屋支 店にて決済させていただきます。

Q6. 電子証明書は従来の証明書が利用できますか?

A 6. 電子証明書は、引き続きご利用いただけます。 なお、電子証明書は有効期限(取得日から 1 年間)がありますので、ご注意く ださい。

Q7. しんきん電子記録債権システムの各種パスワードに変更がありますか?

A7. 各種パスワードは、引き続きご利用いただけます。 なお、ログイン時のパスワード(ご契約先暗証番号または利用者暗証番号)に 有効期限はありませんが、承認パスワードは有効期限(設定日から180日間) がありますので、ご注意ください。

Q8. 利用者番号等の口座情報の確認はできますか?

A8. 利用者情報照会により確認いただけます。

<利用者情報照会の手順>

【トップ画面】 「管理業務」をクリックします。

【管理業務メニュー】 「利用者情報照会」をクリックします。

【利用者情報照会メニュー】 「利用者情報照会」をクリックします。

【利用者情報検索】 「検索」をクリックします。

「利用者情報照会結果一覧」が表示され、利用者番号、口座情報等が確認いただけます。

以上